

項目	対象となる経費の例	対象とならない経費
報償費 (補助対象経費の 50%以内)	事業実施に必要な「臨時的な」協力者への謝金 単価上限：1時間当たり5千円 (例) 講演会・ワークショップ等の外部講師料、 ゲスト出演者の出演料	賞品、記念品等 団体の構成員に対する謝金 ゲスト出演者等の随行スタッフへの謝金
旅費	臨時の講師・ゲスト出演者のための交通費 最も安価な方法による最低限の実費	宿泊費 高速道路代・駐車場代・タクシー代 団体の構成員の交通費 ゲスト出演者等の随行スタッフのための交通費
需用費	消耗品費 事業との関連性が認められるもので単価1万円未 満(税込)の事務用品等 短期、一度の使用によって消費されるもの	
	印刷製本費 印刷費(プログラム、入場券、ちらし、ポス ター、アンケート用紙、デザイン料、図録、カタ ログ) 広報物には必ず「つむぐみらい文化芸術活動支援事業」 と記すこと	
役務費	通信運搬費 案内状、ちらし送付等の郵送料 物品等の運搬費	本補助金の申請等の手続きに要するもの
	手数料 振込手数料等	
	保険料 参加者等のボランティア保険料	
委託料	舞台運営費(照明・音響等)、会場設営費、警備 費 動画撮影・編集、作曲・脚本・振付など専門的な 業務を外注する場合の経費	
使用料・賃借料	会場使用料(付帯設備費を含む)	事前打合せ・リハーサルのための会場使用料(付 帯設備費を含む) 会場等のキャンセル料 ただし、台風・地震等の天災等の不可抗力により発生し たキャンセル料については、契約書等に規定がある場合に 限り認められることがあります。
その他	市長が必要と認めるもの	実施団体の運営費 領収書がない等用途が不明なもの 社会通念上著しく高額と思われる経費 飲食代 など